

GMOサイン FUJIFILM IWpro連携 利用規則

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

第1章 総則

第1条 (本利用規則の目的)

GMOサイン FUJIFILM IWpro連携利用規則 (以下、「本利用規則」という。) は、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 (以下、「当社」という。) が提供するオプションサービス「GMOサイン FUJIFILM IWpro連携」 (以下、「本サービス」という。) の内容やその申込方法等について定めることを目的とします。

第2条 (本利用規則と基本利用約款との関係)

1. 本利用規則で定めるもののほか、本サービスの利用に関する事項については、電子印鑑GMOサイン (以下、「基本サービス」という。) に係る電子印鑑GMOサイン利用約款 (以下、「基本利用約款」という。) で定めるところによります。基本利用約款で特定の意味内容を定めた語は、本利用規則においてもそれと同一の語義において用いるものとします。
2. 基本利用約款で定める内容と本利用規則において定める内容とが矛盾抵触する場合には、後者の内容が優先して適用されるものとします。

第2章 本サービスの内容

第3条 (本サービスの内容)

当社は、基本サービスの有料プランを利用しているお客さま又は有料プランを利用する見込みのお客さまが、特に希望する場合に限り、基本サービスのオプションサービスとして、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社が提供するFUJIFILM IWproサービス (以下、「提供元サービス」という。) と基本サービスを連携することができる機能をお客さまに提供します。本サービスを利用されるお客さまは、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社が定めるFUJIFILM IWproサービス利用規約についても遵守しなければなりません。なお、本サービスの内容の詳細は当社のウェブサイト上、又はその他当社が適当と認める方法によりお客さまにお知らせします。

第4条 (委託)

1. 当社は、自己の責任において、本サービスを提供するための必要な業務の全部又は一部を委託先に委託することができるものとします。
2. 当社は、お客さまの連絡先を提供する等本サービスを提供するために必要な範囲で、お客さまが当社に提供した個人情報を当該委託先に提供する場合があります。なお、当社は、委託先に対し、お客さまが基本サービス上に保存した個人情報を提供することはありません。

第3章 免責

第5条 (管理作業等による中断等)

1. 当社 (当社が作業を委託する第三者を含む。) は、基本利用約款第15条第1項各号に定める場合の他、提供元サービスの提供が、設備機器およびソフトウェア (サービス用ソフトウェアを含む) の保守 (アップデートを含む)、工事、定期点検、不測の障害またはエラーなどのやむを得ないまたは合理的な事由等によって中断された場合には、お客さまに事前の連絡をすることなく、当社の裁量で本サービスの提供の一時的な中断、クラウドサーバーの調査、設定変更、修理その他の管理作業を行うことができるものとします。

2. 前項の管理作業によってお客さまに生じた損害について、第6条の定めを適用するものとします。

第6条（責任の制限）

1. 本サービスに関連してお客さまに生じた損害については、当社の故意または重過失によるものである場合に限り、直接かつ現実に発生した損害についてのみ賠償するものとし、その賠償額は、当該損害が生じた月から遡って1か月の間において、サービス利用料金としてお客さまが当社に対して実際に支払った金額の範囲に制限されるものとします。当社は、本項に定める損害の賠償の他、データ等の復旧その他一切の責任を負いません。
2. 当社は、当社が善良なる管理者の注意をもって講じておくべき安全管理措置を講じても防ぐことができなかったコンピューターウイルス、ハッキング、サイバーアタック、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因してお客さまに生じた損害についてデータ等の復旧その他一切の責任を負いません。

第4章 料金

第7条（料金の支払）

1. お客さまは、本サービスの利用料金（以下、「利用料金」という。）を当社に支払うものとします。
2. 本サービスの利用及び利用料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。
3. 当社は、理由の如何を問わず、利用料金の減額及び返金をいたしません。

第8条（料金の支払時期）

1. お客さまは、当月分のサービス利用料金について、翌月末日までに当社に対して支払うものとします。
2. お客さまが期限までに利用料金を支払わない場合には、お客さまはその期限の翌日から元本に対して民法が定める法定利率により算定した遅延損害金を当社に支払うものとします。

第5章 本サービスの利用期間及び終了等

第9条（利用期間及び延長）

本サービスの利用期間は、1 か月とします。初回の利用期間の満了日までに当社又はお客さまが更新を拒絶する旨を通知しない限り、利用契約は同一内容で同一の期間をもって更新されるものとします。更新後の利用期間が満了する場合も同様とします。

第10条（基本サービス利用契約終了に伴う終了）

基本サービス利用契約が利用期間の満了又は解除（理由の如何を問わない。）により終了した場合には、基本サービス利用契約の終了日をもって、本サービス利用契約も当然に終了するものとします。なお、当該終了によっても利用料金の減額はありませので、お客さまは、利用期間の途中で契約が終了する場合であっても、本サービス利用料金の全額を当社に支払うものとし、すでに当社に支払った本サービス利用料金の返金も行いません。

第11条（提供の廃止）

当社は、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合、当社は廃止前に適当な方法でお客さまにお知らせします。

附則（2024年9月19日実施）

本利用規則は、2024年9月19日から実施します。